

★ 生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第五号）（社会援護課）

一 改正の要旨

生活保護法に基づく処分に対する外国籍を有する者からの不服申立ての取扱いに関し、事案の適切な処理を行うため、関係様式について必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十三年三月一日